

免税軽油制度の継続に関する意見書

現在、農業用機械や船舶、倉庫、港湾などで使うフォークリフトなどの機械に使用する燃料用軽油については、免税軽油制度により軽油引取税が免除されていますが、この制度は平成27年3月末で廃止される状況にあります。

しかし、冬季の重要な産業であるスキー場産業にとって、ゲレンデ整備車や除雪機等は欠くことのできないものであり、この制度が廃止されることになれば、スキー場産業は大きな負担増を強いられます。これにより、スキー場の経営を維持することが困難になり、ひいては地域経済にもはかり知れない影響を与えることとなります。

よって、国及び県におかれては、今後も免税軽油制度を継続されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年12月16日

長岡市議会議長 丸 山 勝 総

(あて先)

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、新潟県知事